

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2703号

平成27年9月1日火曜日 第2703号

| ♦ | 目 | 次 ♦ | |
|--------------------------|-------|------------|---------------------|
| | 告 | 示 | |
| 指定自立支援医療機関の指定 | | | . (障害福祉課) 825 |
| 保安林の皆伐面積の限度の公表 | | | . (森林整備課) 825 |
| 都市計画事業の認可 | | | .(都市整備課)827 |
| | 公 | 告 | |
| 技能検定の実施(後期) | | | .(労政雇用課) 827 |
| | 監査公 | • | |
| 定期監査結果の公表 | | | .(監査事務局) 828 |
| | 人事委員会 | ≳規則 | |
| 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | | (人事 | 事委員会事務局) 829 |

告 示

○愛媛県告示第1085号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする 医療の種類 | 指定年月日 |
|---------------|--------------|------------|-------------------|---------------|
| 快青薬局 | 八幡浜市1228番地 5 | 株式会社 池田や | 薬局(育成医療・ 更生医療) | 平成27年 8月1日 |
| フロンティア薬局 大洲東店 | 大洲市東大洲141番地 | 株式会社フロンティア | 薬局(育成医療・ 更生医療) | 平成27年 8月1日 |

○愛媛県告示第1086号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。 平成27年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 単 位 区 域 | 保安林の種類 | 面 積 (ヘクタール) | 区 域 内 市 町 |
|--|-----------|-------------|---|
| 銅 山 川 | 水源かん養保安林 | 529 .12 | 四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及 |
| -------------------------------------- | 土砂流出防備保安林 | 21 50 | び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限 る。) |
| 金 生 川 ~ 加 茂 川 | 水源かん養保安林 | 354 84 | 新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、 大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、 桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、 福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、 |
| 並 王 川 平 加 及 川 | 土砂流出防備保安林 | 823 .79 | 吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字 黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。)に限る。)、四国中央 市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町 津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町 |
| ф III III | 水源かん養保安林 | 208 .75 | 西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松 |
| т ш л | 土砂流出防備保安林 | 273 24 | 町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。)を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。) |

| 1 13227 | + > / 1 1 | | 717 18 772703 |
|---------------|--------------------------|-----------------|---|
| 今 治 地 区 | 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 | 55 54 376 29 | 今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下離波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。) |
| 重信川 | 水源かん養保安林 | 267 46 | 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、 |
| | 土砂流出防備保安林 | 620 .06 | 府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。) |
| | 水源かん養保安林 | 21 .64 | 喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、 |
| 小 田 川 | 土砂流出防備保安林 | 74 .78 | 中田渡、上田渡、臼杵、中川(一部を除く。)に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、 玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町 |
| | 水源かん養保安林 | 819 .87 | 大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、 |
| 肱 川 | 土砂流出防備保安林 | 99 84 | 吉野川、中田渡、上田渡、臼杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田 及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町 |
| A ## SC 10. F | 水源かん養保安林 | 14 52 | 八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び |
| 八 幡 浜 地 区 | 土砂流出防備保安林 | 57 96 | 山田の各一部に限る。) |
| 宇和島地区 | 水源かん養保安林 | 576 .19 | 宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町 |
| 7 14 20 20 20 | 土砂流出防備保安林 | 120 .02 | 구개교마(_미씨JXU회개V 마면씨(,), H)구개마정(M) |
| 吉海宮窪地区 | 土砂流出防備保安林 | 18 .08 | 今治市吉海町、宮窪町 |
| 伯 方 地 区 | 土砂流出防備保安林 | 19 .84 | 今治市伯方町 |
| 弓 削 地 区 | 土砂流出防備保安林 | 3 .10 | 越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。) |
| 上浦大三島地区 | 土砂流出防備保安林 | 39 20 | 今治市上浦町、大三島町 |
| 中島地区 | │ │ 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 2 .36 | 松山市 (中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。) |
| | 水源かん養保安林 | 559 £1 | |
| 四万十川 | 土砂流出防備保安林 | 42 .76 | 宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町 |
| / | 水源かん養保安林 | 966 56 | 上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大 |
| 仁 淀 川 上 流 | 土砂流出防備保安林 | 50 24 | 野ヶ原の一部に限る。) |
| 東 | 干害防備保安林 | 19 .10 | 四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日二丁目、三島宮川二丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川三丁目、三島宮川三丁目、三島宮川三丁目、三島中央一丁目、三島中央一丁目、三島中央三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、一曽根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。) |
| 中予 | 干害防備保安林 | 4 .14 | 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。) |
| 南 予 | 干害防備保安林 | 19 27 | 八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、 満倉、上大道、一本松に限る。) |
| 東 | 保健保安林 | 17 94 | 新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。) |

| 今 | 治 | 地 | X | 保 | 健 | 保 | 安 | 林 | 29 34 | 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町 |
|----|-----|-----|----------|---|---|---|---|---|--------|---|
| 中 | | | ት | 保 | 健 | 保 | 安 | 林 | 13 84 | 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛渕、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。) |
| 八 | 幡浜 | ~ 肱 | Ш | 保 | 健 | 保 | 安 | 林 | 21 .11 | 八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町 |
| 宇和 | 和島~ | 四万十 | ⊢ JII | 保 | 健 | 保 | 安 | 林 | 3 .78 | 宇和島市(吉田町、三間町、津島町を除く。)、北宇和郡松野町 |
| 弓 | 削 | 地 | X | 保 | 健 | 保 | 安 | 林 | 3 .10 | 越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。) |

注 銅山川、金生川~加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1087号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画事業を認可した。

平成27年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施行者の名称

西条市

2 都市計画事業の種類及び名称

西条都市計画道路事業

3・5・8号 喜多川朔日市線

3 事業施行期間

平成27年9月1日から

平成34年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

愛媛県西条市喜多川字上縄渕及び字佐柳、明屋敷字鷹部屋、 字御囲堤北、字梅賀須賀、字北浜、字常盤巷及び字松之巷並び に神拝字二本松地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

〇公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成27年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

| 職種 | | 等 | 級 |
|---|--------|-----------|----|
| 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組 半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラ ク成形及びパン製造 | | 特級 | |
| 工場板金、機械検査、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械 冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、和裁、プラスチック成形、強化プラ ク成形、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工 クリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験(組 に係るものに限る。)及び塗装 | スチッ、コン | 1 級及び 2 級 | ł |
| 製麺、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工 | 1 | 等級を区分し | ない |
| 造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、配 械・プラント製図及び電気製図 | 管、機 | 3級 | |

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

- 3 実施期日及び実施場所
- (1) 実施期日
 - ア 実技試験

平成27年12月2日(水)から平成28年2月14日(日)までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

| 睵 | 種 | 等 | 級 | 実施期日 |
|--|---------------------|--------|----|---------------|
| 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造(婦人子供既製別配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験(組織試験に係 | | 1級及び2級 | ł | 平成28年1月24日(日) |
| 電気機器組立て及び配管 | | 3級 | | |
| 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、コ 立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、3 械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及び | S気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機 | 特級 | | |
| 工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、2 成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、酒造、コンク ール施工及び機械・プラント製図 | | 1級及び2級 | ŧ | 平成28年1月31日(日) |
| 製麺及びバルコニー施工 | | 等級を区分し | ない | |
| 造園、機械加工、電子機器組立て、冷凍空気調和機器施工、家 | R具製作及び機械・プラント製図 | 3 級 | | |
| 半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわら | らぶき、鉄筋施工、電気製図及び塗装 | 1級及び2級 | ž | |
| 樹脂接着剤注入施工 | | 等級を区分し | ない | 平成28年2月7日(日) |
| 機械検査、和裁、建築大工及び電気製図 | | 3 級 | | |

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

- 4 技能検定受検申請書の提出期間
 - 平成27年10月5日(月)から16日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所管理棟2階 愛媛県職業能力開発協会

監査公表

○公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年9月1日

 愛媛県監査委員
 佐 伯 滿 孝

 同
 徳 永 繁 樹

 同
 山之内 芳 夫

 同
 渡 部 浩

| | 監 | 查 | 対 | 象 | 機 | 関 | | | 監 査 年 月 日 |
|----|------|----|-----------|----|----|----|-------------|---|--------------|
| 公 | 営 | 企 | 業 | î | 管 | 理 | 局 | | |
| | 総 | | | 務 | | | È | 果 | 平成27年 6 月12日 |
| | 発 | 電 | | エ | | 水 | Ì | 課 | 平成27年 6 月12日 |
| | 県 | 立 | | 病 | | 院 | Ì | 課 | 平成27年 6 月12日 |
| 松 | 山 発 | 電 | 工力 | 〈管 | 理 | 事 | 務月 | 斩 | 平成27年6月8日 |
| 今) | 台地区 | 工業 | 美用 | 水道 | 鱼管 | 理事 | 事務 月 | 听 | 平成27年 6 月10日 |
| 西ź | 条地 区 | 工業 | 美用 | 水道 | 會管 | 理事 | 事務 月 | 斩 | 平成27年6月8日 |

| 央 | | 病 | 院 | 平成27年6月12日 |
|---|----|---|-----|--------------|
| 治 | | 病 | 院 | 平成27年6月10日 |
| 宇 | 和 | 病 | 院 | 平成27年6月5日 |
| 居 | 浜 | 病 | 院 | 平成27年 6 月10日 |
| | 治宇 | 治 | 治 病 | 治病院 |

(監査の結果)

平成26年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 工業用水道事業
- (1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組とともに、浄水場を共同利用している今治市が、その移転計画を表明しているため、将来的な事業運営について、引き続き真摯に同市と協議を進められたい。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると218億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は県内企業1社に約8,500㎡を売却したが、今後とも未処分地約11万㎡の早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成27年3月31日現在 単位:円)

| 区分 | 過年度未収金 (a) | 現年度未収金 (b) | 未収金合計 (a)+(b) |
|-------------------|-----------------|---------------|------------------|
| 西条地区工業用水道 給水料金 | 676 <i>4</i> 13 | 1 829 520 | 2 505 933 |
| 今治地区工業用水道 給水料金 | 1 ,613 ,178 | 0 | 1 ,613 ,178 |
| 計 | 2 289 591 | 1 ,829 ,520 | 4 ,119 ,111 |

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の患者数は、ほぼ前年度並みであったが、中央病院における患者一人当たりの診療収入の増加等により医業収益が増加したことから、経常利益は前年度を6億8,831万円上回る8億1,834万円を計上した。

しかしながら、改正後の地方公営企業会計基準(以下「新会計基準」という。)の適用に伴う退職給付引当金72億5,079万円や中央病院旧本院等の取り壊しに伴う除却損15億5,702万円など、多額の特別損失を計上した結果、当年度の決算については、91億9,992万円の純損失を計上した。

このため、累積欠損金は、新会計基準の適用に伴う資本剰余金からの補てん額41億円を差し引いても、前年度から51億円増加した233億円余となっている。

また、一般会計等からの長期借入金102億円や新会計基準の適用 に伴い企業債346億円を資本から負債に振り替えたことなどにより、 債務超過の状況になるなど、依然として厳しい財政状態が続いてい る。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況に あると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が地域の 中核病院として県民医療の確保を図りながら、引き続き経営健全化 に取り組まれたい。

その取組みにあたっては、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」に従い、本県の地域医療構想を踏まえた各県立病院が果たすべき役割を明確にした上で、機能強化策を含めた次期経営計画を早急に策定されたい。

(2) 今治・南宇和・新居浜病院の一部の診療科では医師が不足しているが、公立病院の使命である地域医療の確保を図り、かつ、病院事業の一層の経営健全化に資するため、今後とも大学医学部や他の医療機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度を利用した卒業生の配置・育成策について関係機関と一体となって検討するなど、さらなる医師確保の対策を講じ、診療科の維持に努められたい。

また、良質な医療を提供するため、現在の医師の年齢構成を踏まえ、臨床研修医を含めた若手医師への指導のあり方について検討されたい。

さらに、入院患者に対する看護体制の充実を図るとともに、診療報酬の看護配置基準の引上げによる医業収益への寄与も期待されることから、待遇の改善等を含めた看護師の確保・定着策についても引き続き検討されたい。

(3) 中央病院は、PFI手法による建替えを行い、平成25年5月には 診療を開始し、当年度は、残る利便施設や職員宿舎などの施設整備 の完了により、平成26年12月1日にグランドオープンした。

そして、この手法の導入効果について、医業経営コンサルタント 会社に委託して検証を行ったところである。

PFI手法による中央病院の運営は、平成45年3月31日までの長期間にわたるものの、それを開始してから日が浅いことから、まずは、導入効果検証により提言のあった内容を吟味した上で改善すべき点は速やかに改善するとともに、今後、毎年度行う運営モニタリングに加え、数年に一度の頻度で定期的に効果の再検証を行いながらPDCAサイクルを構築するほか、これを長期間にわたって運用・管理していくために、運用マニュアルなどの整備や人材育成の方策を検討するなどして、同手法の導入目的・効果を十分に発現させ、地域の基幹医療施設として継続的に良質な医療が提供できるよう努められたい。

(4) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医 業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努め られたい。

(平成27年3月31日現在 単位:円)

| 区分 | 個人医業未収金 (a) | 医業外未収金 (b) | 計 (a) + (b) |
|--------|----------------|---------------|----------------|
| 旧三島病院 | 16 ,279 ,714 | 50 ,920 | 16 ,330 ,634 |
| 旧北宇和病院 | 5 ,237 ,170 | 891 ,763 | 6 ,128 ,933 |
| 計 | 21 ,516 ,884 | 942 ,683 | 22 ,459 ,567 |

- (5) 個人医業未収金の納期到来分334,690,205円(過年度未収金287,8 91,273円、現年度未収金46,798,932円)について、早期回収に、引き続き努められたい。 (中央病院)
- (6) 医業外未収金の納期到来分4,528,251円(過年度未収金1,342,522 円、現年度未収金3,185,729円)について、早期回収に、より一層 努められたい。 (中央病院)
- (7) 個人医業未収金の納期到来分50,949,946円(過年度未収金36,56 3,549円、現年度未収金14,386,397円)について、早期回収に、引き続き努められたい。 (今治病院)
- (8) 医業外未収金の納期到来分790,345円(過年度未収金110,025円、 現年度未収金680,320円)について、早期回収に、より一層努めら れたい。 (今治病院)
- (9) 個人医業未収金の納期到来分27,130,957円(過年度未収金24,70 1,637円、現年度未収金2,429,320円)について、早期回収に、引き 続き努められたい。 (南宇和病院)
- (10) 医業外未収金の納期到来分65,940円(過年度未収金49,760円、現年度未収金16,180円)について、早期回収に、引き続き努められたい。 (南宇和病院)
- (ii) 個人医業未収金の納期到来分50 818 210円(過年度未収金43 49 4 245円、現年度未収金7 323 965円)について、早期回収に、引き 続き努められたい。 (新居浜病院)
- (12) 医業外未収金の納期到来分617,959円(過年度未収金234,619円、 現年度未収金383,340円)について、早期回収に、より一層努めら れたい。 (新居浜病院)

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 174

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年9月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13-16)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 正 後 改 正 前

別表(第2条、第3条関係)

| | 機関 | | 職 | | | | |
|----|----|----|-----------------|--|--|--|--|
| 省略 | | | | | | | |
| 教育 | 事務 | 本庁 | 副教育長 部長 財務 | | | | |
| 委員 | 局 | | 指導監 課長 室長 管理主事 | | | | |
| 会 | | | 課長補佐 主幹 専門員(秘書事 | | | | |
| | | | 務を専門事項とするもの、人事及 | | | | |
| | | | び給与について企画に関する事 | | | | |
| | | | 務を専門事項とするもの並びに | | | | |
| | | | 法令指導係が所掌する事務の全 | | | | |
| | | | 部又は一部を専門事項とするも | | | | |
| | | | のに限る。) 総務係長 企画調 | | | | |
| | | | 整係長 法令指導係長 健康支 | | | | |
| | | | 援係長 厚生事業係長 教職員 | | | | |
| | | | 係長 担当係長(教育総務課及び | | | | |
| | | | 教職員係に属するもの並びに県 | | | | |
| | | | 立学校(特別支援学校を除く。以 | | | | |
| | | | 下同じ。)の管理を担当するもの | | | | |
| | | | のうち人事及び給与について企 | | | | |
| | | | 画に関する事務を管理するもの | | | | |
| | | | に限る。) 主任(総務係に属す | | | | |
| | | | るもののうち秘書事務を担当す | | | | |
| | | | るもの並びに人事及び給与につ | | | | |
| | | | いて企画に関する事務を担当す | | | | |
| | | | るもの、法令指導係及び教職員係 | | | | |
| | | | に属するもの並びに県立学校の | | | | |
| | | | 管理を担当するもののうち人事 | | | | |
| | | | 及び給与について企画に関する | | | | |
| | | | 事務を担当するものに限る。) | | | | |
| | | | 主事(総務係に属するもののうち | | | | |
| | | | 秘書事務を担当するもの並びに | | | | |
| | | | 人事及び給与について企画に関 | | | | |
| | | | する事務を担当するもの、法令指 | | | | |
| | | | 導係及び教職員係に属するもの | | | | |
| | | | 並びに県立学校の管理を担当す | | | | |
| | | | るもののうち人事及び給与につ | | | | |
| | | | いて企画に関する事務を担当す | | | | |
| | | | るものに限る。) | | | | |
| | | 省略 | | | | | |
| | 省略 | | | | | | |
| 当略 | | | | | | | |

別表(第2条、第3条関係)

| 機関 | | | 職 |
|----|----|----|--|
| 省略 | | | |
| 教育 | 事務 | 本庁 | 教育長 副教育長 部長 財務 |
| 委員 | 局 | | 指導監 課長 室長 管理主事 |
| 会 | | | 課長補佐 主幹 専門員(秘書事 |
| | | | 務を専門事項とするもの、人事及 |
| | | | び給与について企画に関する事 |
| | | | 務を専門事項とするもの並びに |
| | | | 法令指導係が所掌する事務の全 |
| | | | 部又は一部を専門事項とするも |
| | | | のに限る。) 総務係長 企画調 |
| | | | 整係長 法令指導係長 健康支 |
| | | | 援係長 厚生事業係長 教職員 |
| | | | 係長 担当係長(教育総務課及び |
| | | | 教職員係に属するもの並びに県 |
| | | | 立学校(特別支援学校を除く。以 |
| | | | 下同じ。)の管理を担当するもの |
| | | | のうち人事及び給与について企 |
| | | | 画に関する事務を管理するもの |
| | | | に限る。) 主任(総務係に属す るもののうち秘書事務を担当す |
| | | | るもののつち他青事務を担当す るもの並びに人事及び給与につ |
| | | | るもの並びに入事及び結当にフ いて企画に関する事務を担当す |
| | | | るもの、法令指導係及び教職員係 |
| | | | に属するもの並びに県立学校の |
| | | | 管理を担当するもののうち人事 |
| | | | 及び給与について企画に関する |
| | | | 事務を担当するものに限る。) |
| | | | 主事(総務係に属するもののうち |
| | | | 秘書事務を担当するもの並びに |
| | | | 人事及び給与について企画に関 |
| | | | する事務を担当するもの、法令指 |
| | | | 導係及び教職員係に属するもの |
| | | | 並びに県立学校の管理を担当す |
| | | | るもののうち人事及び給与につ |
| | | | いて企画に関する事務を担当す |
| | | | るものに限る。) |
| | | 省略 | |
| | 省略 | | |
| 省略 | | | |
| | 省略 | | |

備考

附則

備考 省略

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年9月1日 発行 830